

特記仕様書（修繕）

I 修繕概要

1. 修繕件名：○○○修繕

2. 施工場所：○○

1. 履行期間：契約日の翌日から令和○年○月○日まで
※共通費算定に係る工期 T は○ヶ月

II 修繕仕様

1. 適用範囲

本特記仕様書は、上記修繕に適用するものであり、法令その他特別に定めるものの他は、全て本特記仕様書による。

記載されていない事項については、官庁営繕関係統一基準の「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（最新版）（以下「標準仕様書」という。）、及び「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）、公共建築工事標準図（電気設備工事編）」（最新版）（以下「標準図」という。）による。何れにも記述がない事項については監督職員の指示による。

2. 仕様書等の優先順位

優先順位は、質問回答書・本特記仕様書・設計図書（設計図面等をいう）・標準仕様書の順とする。

3. 一括再委託の禁止等

(1) 業務の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。
また、「業務の主たる部分」については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取り扱いをすることがある。

【業務の主たる部分】

- ・契約金額の50%を超える業務
- ・企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
- ・購入部品の管理及び搬入検査立会
- ・ポンプ本体組立、据付、芯出し及び試運転

(2) 本業務の競争入札参加者であった者に業務の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に業務の履行を委任し、又は請負わせることは出来ない。

(3) 業務の履行に当たり、受注者が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

受注者の監督下における下記の作業

- ・仮設の搬入、搬出、設置、解体
- ・ポンプ整備のうち、ポンプの搬出、搬入、塗装等
- ・その他関連する作業

(4) 業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

【その他、簡易な業務】

- ・資料の収集、整理
- ・複写、印刷、製本
- ・原稿、データの入力及び集計

4. 作業の安全

作業の安全確保のため本工事の実施にあたっては、現場内の整理整頓に努めなければならない。また、本修繕と関連しない場所へ立ち入ってはならない。

5. 光熱水費等

本修繕に必要な光熱水費は受注者で確保すること。
やむを得ない場合は監督職員と協議すること。

6. 引渡し期日

本修繕の引渡し期日は、修繕完了後、本県完成検査に合格したときとする。

7. 施工範囲

(1) 本修繕の対象設備

(2) 作業内容

(3) 安全対策

〇〇に当たっては、硫化水素ガスが発生する恐れがあるので、酸素欠乏症等防止規則第25条の2の規定に基づき、作業方法等の決定および労働者への周知、作業指揮者の選任、硫化水素濃度の測定を行い、硫化水素中毒にかかるおそれがあるときは換気等十分な対策を講ずること。

8. 関連機器の点検等

本修繕を実施するために必要な機器の調整等は本業務に含まれるものとする。なお、それに伴う費用は受注者の負担とする。

9. 他設備の運転

本工事を実施中であっても、本設備以外の運転・操作に支障があってはならない。やむを得ず設備を停止する場合は、監督職員、浄化センター及び施設管理受託業者と十分に協議し、その指示に従うこと。

10. 実施時間

本修繕の実施は、祝祭日を除く月曜日～金曜日までの8時30分～17時15分までとする。ただし、必要な場合は監督職員の指示により、夜間(深夜)若しくはは休日に業務を行わせる場合がある。

11. ポンプ場作業員

施工に伴う、ポンプや各種バルブ等の操作は〇〇浄化センター施設管理受託業者(〇〇〇)が行う。施工の際は当業者と十分調整を行うこと。

12. 提出書類

提出書類及び様式については、下水道事務所ホームページよりダウンロードすること。

<https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gesuikan/>

III 試験及び検査

1. 完成試験

修繕完成にあたっては、監督職員立会いの上で組立状況、据え付け状況について検査を行う。また、監督職員が必要と認めた場合は、中間試験を行う。

2. 費用の負担

試験及び検査の諸費用は全て受注者の負担とする。

3. 報告書の提出

1. 受注者は、本修繕の実施後速やかに業務報告書を作成し、3部提出するものとする。
2. 報告書には、点検・測定の結果を機器の仕様書、関連法規等を基に判断し、その結果も記載するものとする。
3. 報告書の作成にあたっては、担当技術者又はそれと同等以上の能力を有する者の責任で行うものとする。
4. 報告書の冒頭には修繕概要及び各ポンプの整備結果を記載した要約を添付すること。